

浦野家通信



〒550-0013
大阪市西区新町1-2-9
日宝四ツ橋新町ビル5F
TEL 06-6536-7560
浦野会計事務所
第54号
発行人：所員一同

今月の税務

10日（水）

- ・2月分 住民税特別徴収
源泉所得税納付

31日（水）

- ・1月決算法人 確定申告と納税
- ・9月決算法人 中間申告と納税
- ・4月7月10月決算法人
三か月ごとの中間申告
- ・2月分社会保険料納付期限

確定申告の期限が

4月15日まで
延長になりました！

暖かい日が多くなってきましたが
皆様いかがお過ごしでしょうか。
そろそろ花粉症の時期になります
花粉の対策や引き続き感染症の対策などして
つらい時期を乗り越えていきましょう。

得正

カレーうどん・カレーライス専門店を
運営する得正株式会社です。

浦野会計事務所の近所にあります。

いつも前を通るとカレーのいい香りがしていたので
お昼ご飯に行って来ました。

カツカレーを注文しました。

大きな豚カツがカレーライスの上ののっていて、カレーも
少し辛かったですが、とても美味しかったです。

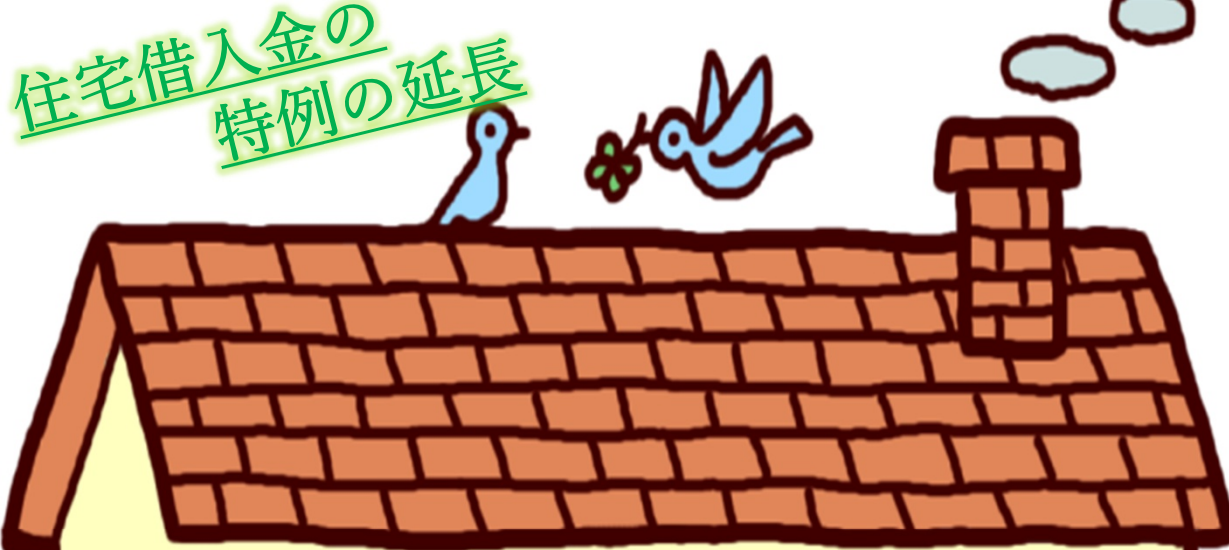
カレーうどんが人気ようで、他のお客さんは
ほとんどカレーうどんを注文されていました。

次回は、カレーうどんを注文したいですね。

カレーのお好きな方にお勧めのお店です。



住宅借入金の 特例の延長



住宅ローン控除とは、個人が住宅ローン等を利用して、マイホームの新築又は購入、増改築等をした場合に年末時点のローン残高の1%の税金が最長10年間戻ってくるというものなのですが、令和元年度の税制改正で控除期間が13年になる特例が盛り込まれました。(消費税率10%引き上げに伴う反動減対策の上乗せ措置)

この控除期間の延長は、当初、令和2年12月末日までに入居が条件となっていました。令和3年度の税制改正では令和4年12月末日までの入居が対象とされ2年間の延長されるかたちになるようです。ただし、注文住宅の場合は、令和2年10月から令和3年9月末までの契約、分譲住宅の購入や増改築等は令和2年12月から令和3年11月末日までの契約というふうに契約の期限が設定されています。

また、今回の改正で住宅の床面積の要件が緩和されます。これまで住宅ローン控除が受けられるのは、床面積50㎡以上が対象でしたが、この要件が緩和され床面積40㎡以上であれば住宅ローン控除を受けられるように改正されます。

一方で床面積40㎡以上50㎡未満の住宅については、所得制限が厳しくなります。通常住宅ローン控除の受けられる所得制限は、「合計所得金額3,000万円以下」(給与収入者でしたら収入が年収3,195万円)ですが、床面積40㎡以上50㎡未満の場合は、「合計所得金額1000万円以下」(給与収入者なら年収1,195万円)となります。

浦野会計事務所では「**チャットワーク**」を導入しています。チャット形式なので過去のやり取りが見やすく「**Zoom**」にも対応しており今後の非対面の打合せが増えた際にも役立つと考えております。



モバイル端末にも対応しています!

- iPhone/iPadアプリは **iTunes** ページからダウンロードできます。
- Androidアプリは **Google play** ページからダウンロードできます。



携帯でアプリをダウンロードしていただくと通知がきたりLINEと同じように写真なども送ることができ便利です。ご検討お願いいたします!(個別にもご提案させていただきます)



引き続き訪問・来所を控えさせて頂こうと検討しております。可能な限り郵送やメールお電話でのご対応をお願いしております。対面での対応はマスク着用にて対応させていただきますがご容赦ください。緊急事態宣言が解除されてもしっかりと対策していきますのでご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。